

未成年者がいる場合の遺産分割協議について

Q 1 夫が亡くなり、妻と未成年者の子が残されました。相続手続きをしたいのですが、何か気を付けることはありますか？

A 共同相続人の中に未成年者がいる場合には、遺産分割協議をするにあたり、「特別代理人」を選任する必要があります。

<説明>

通常、未成年者が法律行為を行う際は、親権者が法定代理人として契約等を行います。しかし、夫が亡くなり、その妻と未成年の子が相続人となった場合には、妻は自分が相続人であることと、未成年者の子の代理人であることを両立させることができるのか、という疑問が生じます。

例えば、妻が遺産を独り占めしたいと考え、「すべての遺産を妻が相続する」という協議書を作成し、自分が相続人および子の代理人として協議書に印鑑を押しってしまったらどうでしょう。未成年者の利益が守られないこととなります。

こうした相反する立場で協議をすることは「利益相反行為」と呼ばれ、協議の効力も認められません。

そこで、未成年者に代わって協議の当事者になってもらい、適正な判断をしてもらうために「特別代理人」を選任する必要があります。

- ① 特別代理人は、「家庭裁判所」で選任してもらいます。
- ② 特別代理人の資格は、特に制限がありませんが、相続の当事者になる方は特別代理人になることができません。通常は、両親（未成年者の祖父母）や兄弟姉妹（未成年者の叔父叔母等）がなることが多いですが、司法書士等の第三者に依頼される方もいらっしゃいます。
- ③ 未成年者が複数いる場合には、その人数分特別代理人が必要です。子供同士の間でも不公平がないようにするためです。
- ④ 特別代理人の選任申立書には、遺産分割協議書の案を添付します。裁判所はその協議書の案を見て、未成年者の利益が守られているかどうかを判断します。つまり、特別代理人の判断によって自由に協議するのではなく、協議書の内容自体が裁判所の審判の対象となります。よって、未成年者が「法定相続分相当の遺産を相続すること」が重要になってきます。

例えば、2000万円相当のマンションを妻が単独で相続したいと考えたときは、子に対して同じく2000万円相当の現金や預金、株式等を相続させる必要があります。あるいは、自分の手持ちの資産から2000万円相当の現金等を「代償金」として子にあげることも考えられます。

「子供の面倒は親が看るのだから、遺産は親がもらうのが当然である」という考えはごもっともですが、裁判所の考え方は、「相続のことと今後の生活のことは切り離して考えてください」というものです。

確かに、子が預金を相続しても、そのお金を親が管理して使えばいいのですから、事実上不都合はないのかもしれませんが、しかし、法定相続分に見合うだけの資産がない場合には、協議が認められないこととなりますので注意が必要です。

Q2 未成年の子がいるのですが、亡夫の資産は不動産がほとんどで、分け合うだけの預金等がありません。この場合はどうしたらよいですか。

A 法定相続分に応じて「共有」とすることにより、名義変更をすることができます。また、10代後半の子の場合は、成人するのを待って遺産分割協議をする、という方法もあります。

<説明>

話が前後しますが、相続には、「法定相続分」というものがあります。巷でも話題になりますが、「妻が半分、残りの半分を子供が均等割り」というものです。つまり、子供が2人の場合には、「妻の持分が2分の1（4分の2）、子の持分がそれぞれ4分の1ずつ」として、共有名義で登記します。

この場合は、法律で定められた権利を未成年者が取得することになりますので、特別代理人の選任は不要です。また、売却することになっても、子が未成年者の間は、親が子の代理人（親権者）として単独で売却できます（ただし、子が成人しますと、親の一存だけで決定することはできなくなります）。

また、当然のことながら、子が成人するまで待って、それから協議するのであれば、特別代理人は問題となりません。

ご不明な点はぜひご相談ください。

司法書士 川島敬之